⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: HASHIMOTO Masamichi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the contract: Construction work of the Imperial Guard School ㉕.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 3: 00 P.M. 1 December 2025.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12: 00P.M. (noon) 12 February 2026 (tenders brought with or submitted by mail: 3: 00 P.M. 12 February 2026).

⑹　Contact point for tender documentation: Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年10月27日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長　藤井　直樹

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

○第2517号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｂ滑走路延伸部舗装その他工事

⑶　工事場所　成田国際空港内及び空港外（Ｂ滑走路北側）

⑷　工事内容　本工事は、成田空港の更なる機能強化のＢ滑走路延伸部及び既存空港部において滑走路舗装・地中線管路の整備、既設埋設物の補強を行うものである。

①　滑走路舗装工（アスファルト舗装）
基本施設舗装工：約36,000㎡
ショルダー舗装工：約9,000㎡
標識工：一式

②　地中線管路工
延長約13,000ｍ、推進区間：延長約200ｍ（φ1,000ｍｍ）

③　埋設物補強工
排水ＢＯＸ、給油管ＢＯＸ、水道管補強工：一式

④　撤去工：一式

⑸　工期　令和11年５月25日まで

⑹　契約の相手方の決定方法　本工事は、総合評価方式（施工体制評価型）の対象工事である。入札書提出に先立ち、目的物の変更を伴わずに施工上の工夫によるコスト削減とコスト削減に関する品質確保のための施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して契約の相手方を決定する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件

①　成田国際空港株式会社（「当社」という。）における2022～2024年度契約参加資格の「一般土木工事」又は「空港舗装工事」のいずれかに登録されていること。且つ、直近の有効な「総合評定値通知書」の総合評定値（Ｐ）が条件に合致していること。なお、申請書類の提出期限の日において、当該資格に登録済みでない者が本競争に参加を希望される場合は、本案件申請書類の提出期限の日までに、登録に必要な書類を提出すること。

②　単体企業又は３社以内で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、「一般土木工事」に登録されている者は「土木一式工事」の総合評定値（Ｐ）が1,150点以上又は「空港舗装工事」に登録されている者は、「舗装工事」の総合評定値（Ｐ）が1,000点以上であること。

⑵　施工実績　以下①②に示す条件の完工実績を有すること。なお、いずれの実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、当社発注以外のものは、甲型共同企業体にあっては出資比率20％以上のもの、乙型共同企業体にあっては工区ごとの分担契約額が20％以上のものに限る。

①　単体企業又は共同企業体の代表者にあっては、元請として過去15年（2010年10月以降）の間にア及びイの完工実績を有すること。ただし、ア、イは同一工事である必要はない。
ア．20,000㎡以上のアスファルト舗装工事
イ．供用中の空港制限区域（※１）内での土木工事（※２）

②　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、元請として過去15年（2010年10月以降）の間にウ又はエのいずれかの完工実績を有すること。
ウ．10,000㎡以上のアスファルト舗装工事
エ．供用中の空港制限区域（※１）内での土木工事（※２）

（※１）空港制限区域とは、滑走路、誘導路、エプロン、格納庫、その他空港管理者が立ち入りの制限を標示した区域をいう。

（※２）土木工事には舗装工事を含むものとする。

⑶　本工事は競争参加資格として、配置技術者の条件を設定せず、契約締結後に技術者要件を確認するものである。なお、契約締結後に確認する技術者要件は、５⑵により交付する入札説明書及び仕様書（概要版）に記載する。

⑷　６⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。